

## 第2 出資団体等をめぐる現状と課題

### 1 出資団体等の現状

#### (1) 出資団体等の概況

平成17年7月1日現在における県内の出資団体等は、出資または出捐をしている団体53団体及び、財的・人的な支援を継続的に行っている団体（援助法人）7団体の、計60団体である。

その内訳は、財団、社団の民法法人36団体、個別法に基づく特殊法人6団体、社会福祉法に基づく社会福祉法人1団体、商法法人（株式会社）17団体となっている。

また、業務部門別では、農林水産関係が12団体と最も多く、次いで商工関係9団体、教育・文化関係8団体となっている。（※付録1～3参照）

なお、前回の県出資団体等調査特別委員会が調査を行った平成13年度に比し、統廃合により9団体減少している状況である。

#### [団体の設立・県出資年度区分]

設立年度 (または県出資年度)	公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
	民法法人		特殊法人	商法法人	
	財団法人	社団法人			
昭和35年度以前	2	—	2	1	5
昭和36～45年度	5	—	3	5	13
昭和46～55年度	6	2	1	2	11
昭和56～平成2年度	8	3	1	3	15
平成3～12年度	8	2	—	6	16
平成13年度～	—	—	—	—	—
合計	29	7	7	17	60

#### [業務部門別団体数]

業務部門	公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
	民法法人		特殊法人	商法法人	
	財団法人	社団法人			
地域・都市開発関係	3	—	1	3	7
住宅・都市サービス関係	1	—	1	—	2
観光・レジャー関係	1	1	—	1	3
農林水産関係	5	3	2	2	12
商工関係	5	—	1	3	9
社会福祉・保健医療関係	2	—	1	—	3
生活衛生関係	1	—	—	—	1
運輸・道路関係	—	—	1	6	7
教育・文化関係	7	—	—	1	8
公害・自然環境保全関係	1	1	—	1	3
その他	3	2	—	—	5
合計	29	7	7	17	60

※ 平成18年3月、1団体が解散し、59団体となった。

## (2) 団体の経営状況

平成16年度決算において、当期損益が黒字の団体は42団体、赤字の団体は18団体あり、累積損益が赤字となっている団体は10団体である。

また、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例に基づき、平成17年度に行われた経営評価の結果では、概ね良好とされた団体が19団体あるものの、34団体が改善の余地があるとされ、7団体は緊急の改善措置が必要とされている。(※付録5参照)

さらに、一部の出資団体等においては、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた保有資産の再評価の結果、茨城県住宅供給公社、茨城県土地開発公社及び(財)茨城県開発公社において、多額の評価損が発生し、住宅供給公社、土地開発公社は債務超過に陥る見込であることが明らかにされたところである。

### [平成16年度決算状況]

決算状況		公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
		民法法人		特殊法人	商法法人	
		財団法人	社団法人			
当期損益	黒字	20	5	3	14	42
	赤字	9	2	4	3	18
累積損益	黒字	28	7	5	10	50
	赤字	1	—	2	7	10

### [平成17年度経営評価結果]

評価結果	公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
	民法法人		特殊法人	商法法人	
	財団法人	社団法人			
概ね良好	8	5	2	4	19
改善の余地がある	19	2	3	10	34
緊急の改善が必要	2	—	2	3	7
合計	29	7	7	17	60

※ 緊急の改善措置が必要とされた団体

(財)茨城県開発公社、鹿島都市開発(株)、(株)メディアパークつくば、(株)ひたちなかテクノセンター、(財)茨城県勤労者余暇活用事業団、茨城県土地開発公社、茨城県住宅供給公社

## (3) 県関与の状況等

### ア 人的関与の状況

平成17年7月1日現在の団体の役員総数885人のうち常勤は125人であるが、この中には、県派遣職員8人、元県職員66人が含まれる。また、代表者が知事である団体は

5団体、副知事である団体は12団体となっている。

また、団体の常勤職員は総数で2,400人であり、このうち県派遣職員367人、元県職員18人となっている。(※付録4参照)

なお、平成13年7月1日時点と比較し、常勤役員では、県派遣職員が3人増加しているものの、元県職員は9人減少しており、常勤職員においても、県派遣職員で33人、元県職員で7人、計40人の減少となっている。

[団体の役員数(平成17年7月1日現在)]

区 分		公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
		民法法人		特殊法人	商法法人	
		財団法人	社団法人			
常勤	県派遣職員	2	1	1	4	8
	元県職員	27	6	14	19	66
	その他	10	—	4	37	51
	小計	39	7	19	60	125
非常勤	県職員兼職	56	9	18	31	114
	元県職員	5	—	—	1	6
	その他	404	137	40	184	765
	小計	465	146	58	216	885
合 計		504	153	77	276	1,010

※「常勤欄」の「その他」は、市町村、企業等からの派遣職員など。

[団体の常勤職員数(平成17年7月1日現在)]

区 分		公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
		民法法人		特殊法人	商法法人	
		財団法人	社団法人			
県派遣職員		288	11	52	16	367
元県職員		13	4	—	1	18
プロパー職員		552	55	455	837	1,899
その他		34	13	7	62	116
合 計		887	83	514	916	2,400

イ 財政的関与の状況

平成16年度末時点における、県の出資団体に対する出資総額は264億9,232万8千円である。また、平成16年度の県費措置状況は、出資金として2団体に3億5,140万7千円、補助金が33団体50億9,271万8千円、委託金が43団体267億9,617万4千円、貸付金が9団体98億5,021万2千円となっている。

さらに、平成16年度末時点で県の損失補償等(損失補償及び債務保証)限度額は、9団体に対し5,001億3,989万円となっている。(※付録5参照)

なお、平成12年度末時点との対比では、出資総額で746万9千円減少している一方、損失補償等限度額は、258億9,022万円増加している。また、平成12年度における出資金、補助金、委託金及び貸付金は、これらの合計額で、364億1,737万4千円減少している。

[出資状況（平成16年度末現在）]

（金額単位：千円）

区分	団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
公益を目的とする法人	36	48,883,422	19,681,583	40.3%
営利を目的とする法人	17	22,796,850	6,810,745	29.9%
合計	53	71,680,272	26,492,328	37.0%

※団体数には、県が出資していない社団法人を含まない。

[県費措置状況（平成16年度）]

（金額単位：千円）

区分	公益を目的とする法人		営利を目的とする法人		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
出資金	2	351,407	—	—	2	351,407
補助金	30	5,082,699	3	10,019	33	5,092,718
委託金	31	24,202,191	12	2,593,983	43	26,796,174
貸付金	7	8,550,212	2	1,300,000	9	9,850,212
合計	70	38,186,509	17	3,904,002	87	42,090,511

※団体数の計は、県費措置区分毎の団体数であり、延べ数である。

[損失補償等限度額の状況（平成16年度末現在）]

（金額単位：千円）

区分	公益を目的とする法人		営利を目的とする法人		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
損失補償	7	263,139,890	—	—	7	263,139,890
債務保証	2	237,000,000	—	—	2	237,000,000
合計	9	500,139,890	—	—	9	500,139,890

(4) 県による指導監督の状況

県出資団体等に対する指導については、平成14年6月の県出資団体等調査特別委員会の提言を受けて制定された「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）」に基づき、毎年度、総務部内に設置した「経営評価チーム」（公認会計士2名を含む）が、当面の間、全ての団体を対象に事業の実施状況、経営状況等について点検・評価を実施し、経営の健全化など必要な措置を講ずるよう求めている。また、評価の結果、経営が深刻化している団体や早急に組織の見直しが必要とされた団体については、外部有識者で構成する「茨城県出資団体等経営改善専門委員会」が、団体の運営や県の公的支援のあり方、経営改善策等について、専門的立場からの提言を行っている。これを受け県では、各所管部局で対応措置をとりまとめた上、政策幹部会議において全庁的な視点から対応方針を決定している。

情報公開については、「茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）」に基づき、出資比率50%以上の団体を対象に、出資団体等の公益性の観点から、できるだけ多くの情報が県民に提供されるよう指導を行っている。

また、出資団体等を所管する部（局）課が行う指導監督の適正化及び統一を図るため、「出資法人等指導監督基準（昭和52年制定、平成11年改定）」に基づき、出資

団体等の設立の趣旨に沿った適正な運営が確保されるよう、事務事業や組織人事、財務の管理に関すること等の基本的事項について、事前協議・報告徴収・実地検査による指導監督を行っている。

そのほか、国が定めた「第三セクターに関する指針（平成11年制定，平成15年改定総務省通知）」により、出資団体等の健全な運営が確保されるよう指導を行っている。

さらに、出資比率が25%以上の団体や財政的援助団体に対して、「外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年茨城県条例第1号）」に基づく外部監査が実施された場合は、監査結果報告書に盛り込まれた指摘事項について、改善等の措置をとりまとめるとともに、当該法人に改善措置の具体化の指導を行っている。

## 2 出資団体等に係る課題

過去2回の県出資団体等調査特別委員会の提言等を受け、県の指導体制の強化や、団体の整理統合、経営改善などが進められているものの、依然として、次に掲げる課題が残されている。

### [組織・事業関係]

- ・ 出資団体等は、県行政を補完する目的等により設立されてきたが、設立後の社会経済情勢の変化や、設立目的の達成などにより、存在意義や存続の必要性が薄れている団体があるほか、類似団体と同様の事業を行っている団体もあることから、引き続き、団体の統廃合や事業の整理・縮小、施設の民間譲渡等についてさらに改革を進める必要がある。
- ・ また、事業内容が民間事業者と競合している団体は、その事業内容を早急に見直す必要がある。

### [経営の健全化関係]

- ・ 平成16年度決算では10団体が累積損失を抱えていることから、これらの団体については、財務基盤を強化し、経営の健全化に努める必要がある。特に、茨城県住宅供給公社や茨城県土地開発公社のように、減損会計の導入により多額の債務超過に陥る団体については、県財政に及ぼす影響を最小限とするための最善の措置を講じていく必要がある。
- ・ 出資団体等は、独立した事業主体として自己責任原則の下、経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、事務事業の必要性や効率性を再点検するとともに、定員管理の適正化や給与体系の見直しを図るなど、業務運営の一層の簡素・合理化を図る必要がある。
- ・ また、民間人を含む幅広い人材の登用に努めるとともに、プロパー職員の資質向上に努める必要がある。

### [県の関与関係]

- ・ 出資団体等が自己責任による自律的な経営を推進できるよう、県の人的、財政的関与は、縮小する必要がある。特に、元県職員の役員就任は、原則行わないこととし、その必要性が客観的に認められる場合にのみ行うべきである。

### [県の指導監督関係]

- ・ 県の指導監督については、今後、茨城県住宅供給公社など抜本的な対応を図るべき団体が具体的な改革プランに取り組み始めることから、計画の実効性を確保するため、重点的な指導監督が必要である。
- ・ 毎年度、「経営評価チーム」による経営状況等の点検・評価が行われるとともに、外部有識者で構成する「茨城県出資団体等経営改善専門委員会」において、組織・事業等の見直しが必要とされた団体に対する各種提言がなされているが、対応に消極的な面や改革を先送りするといった状況が一部に見受けられることから、迅速かつ的確な対応が担保される必要がある。

## 3 精査団体に係る現状と課題

### (1) 財団法人グリーンふるさと振興機構

本団体は、県北西部地域（グリーンふるさと圏：6市3町）の振興を図るため、地場産業の振興や、観光レクリエーション開発、地域振興を担う人材の育成等の事業を行っているが、平成16年度に県出資団体等経営改善専門委員会から、解散を含めた抜本的な見直しを行う必要があるとの指摘がなされているところである。

しかしながら、県北地域については依然として人口減少や高齢化が進行し、活力低下が懸念されていることから、県北地域の振興を担う組織の役割はますます重要性を増しており、県としての県北地域振興策を明確に打ち出した上で、組織・業務の抜本的な見直しを行う必要がある。

本団体では、市場金利の低迷から、基本財産の運用益による運営が困難となっており、その収入の多くを県からの運営補助金等によっているところであり、さらに現在の基本財産の運用先である 利率の有利な県債引き受けが、平成17年度末で終了することから、平成18年度以降、減収となることが見込まれるところである。

また、本団体が対象とする圏域は、設立当初18市町村であったが、市町村合併により現在は9市町となっており、新市の一部地域が圏域内となっている市もあることや、事業を集中的に実施する観点から、圏域の見直しも課題となっている。

### (2) 財団法人茨城県開発公社

本団体は、工業団地の開発整備などを中心とする土地開発事業や、鶴の岬、いこの村潤沼、砂沼サンビーチ、鶴来来の湯、ワープステーション江戸といった施設の管理、運営を行う福祉施設事業を主な柱として行っている。

本団体では、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた資産の再評価の結果、約90億円の評価損が発生するものの、内部留保（平成17年度末見込154億円）を取り崩すことにより債務超過とはならない見込とのことである。

しかしながら、土地開発事業の工業団地用地として、平成16年度末時点で877.5ha（プロパー分306ha、公共事業分571.5ha）を保有しており、早期の処分が緊急の課題である。

また、福祉施設事業においては、老朽施設の修繕費等が経営に与える影響が深刻であり、早期にあり方を検討、決定する必要がある。

さらに、本団体の金融機関からの借り入れ（平成16年度末現在1,462億1,400万円）に対し、県は損失補償を行っており、経営改善が進まない場合に県財政に与える影響は甚大なものがある。

そのため、土地開発事業の茨城県土地開発公社との統合や、福祉施設部門のあり方など、組織、事業のあり方を早急に見直す必要がある。

### (3) 鹿島都市開発株式会社

本団体は、鹿島地域における計画的な都市開発と近代的な生活環境整備を目的に、鹿島セントラルホテルの経営、セントラルモールや下水道施設などの施設管理、県及び市町村からの受託による設計開発、不動産業務などを行っている。

（平成17年度までは県立カシマ・サッカースタジアムの管理も受託）

本団体では、毎年度2億円を超える赤字が継続し、累積損失は11億7,900万円と、大変厳しい財政状況にあり、特にホテル事業において、売上総利益で3億6,100万円と大幅な赤字を計上している（平成16年度決算、H15年度3億9,200万円、H14年度3億8,400万円の赤字）ほか、ホテル新館の建設に係る県の無利子貸付金の残高が平成16年度末で111億円となっているため、徹底的なコスト削減などの改善が緊急の課題である。

また、施設管理事業においても、民間事業者の参入等に伴って、受託件数の減少することが懸念されるため、コスト削減等による競争力の強化が必要である。

さらに、平成17年度決算から減損会計を導入することとされているが、平成17年度包括外部監査の結果、67億円の債務超過に陥るとの指摘もされており、ホテル事業等の減損の額について、早急に精査の上、対応策を決定する必要がある。

### (4) 株式会社ひたちなか都市開発

本団体は、ひたちなか地区における国際港湾公園都市づくりの推進母体として設立され、商業施設等の誘致、商業施設等用地の賃貸、F A Z倉庫の運営などを行っている。

本団体は、自社所有地と土地開発公社から賃借した土地を第三者へ賃貸することによる一体的な利用促進により都市づくりを進め、毎年度2,000万円以上の黒字を計

上しているが、そのうちの一部は転貸によるものであり、土地開発公社が厳しい財政状況にあることから、土地の転貸は是正すべきとの指摘がある。

また、地区内の植栽管理業務を随意契約で受託しているが、廃止（民間移行）すべきとの指摘がある。

さらに、設立目的は異なるものの、(株)ひたちなかテクノセンター、茨城港湾(株)が同地区内に存在し、一部の業務で関連性を有しているところであり、団体の統合や事業の廃止、移管など、組織のあり方を見直す必要がある。

#### (5) 茨城県土地開発公社

本団体は、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号、以下「公拡法」）」に基づき、公共用地、公用地の取得、管理及び処分等を行っている。

本団体は、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた保有資産の再評価の結果では、60億円の評価損が発生し、97億7,200万円の債務超過に陥る見込であることが明らかにされたところである。

本団体の保有資産は、簿価で事業者が買い戻すこととなる159.5haのほか、開発事業用地として、ひたちなか地区の45.8ha、土浦市瀧田地区の2.0ha、及び、公拡法第4条、第5条による代替地等20.5haがある。特にこの代替地等の処分を早急に進める必要がある。

また、県は、本団体の民間金融機関からの借入金の全額について債務保証を行っており（平成16年度末現在1,080億5,400万円）、債務超過の的確な処理が急務である。

さらに、地価の下落している現状においては、公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、団体及び事業の大幅縮小、または、(財)茨城県開発公社の土地開発事業部門との統合など、組織のあり方の抜本的見直しを行う必要がある。

(○ 本団体については、中間報告の後、平成18年第3回定例会において、債務超過解消及び経営健全化のため、県補助金及び貸付金による支援が決定された。)

#### (6) 茨城県住宅供給公社

本団体は、宅地の造成、賃貸・管理及び分譲、並びに、住宅の建設、賃貸管理及び分譲などを行っているところであるが、現状において、民間による住宅・宅地分譲事業が活発に行われていることから、用地取得を伴う新たな宅地開発は行わないこととし、保有土地の処分をもって、住宅・宅地分譲から撤退する方針を決定している。

本団体は、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた保有資産の再評価の結果では、510億700万円の評価損が発生し、460億8,700万円の債務超過に陥る見込であることが明らかにされたところである。

本団体の保有土地は329.9haであり（分譲中10団地58.5ha、事業凍結中6団地218.7ha、ほか）、この保有土地の処分が緊急の課題である。



また、県は、本団体の民間金融機関等からの借入について、594億1,300万円（平成17年度末時点）の損失補償を行っており、債務超過の的確な処理が急務である。

さらに、本団体については、保有土地の計画的かつ早期の処分を進める一方で、宅地建物に係る民間事業者も充実していることから、公社として事業を継続する必要性はなくなっており、団体のあり方を早急に決定する必要がある。

（○ 本団体については、中間報告の後、平成18年第3回定例会において、債務超過解消及び経営健全化のため、県補助金及び貸付金による支援が決定された。）

### 第3 特別会計・企業会計をめぐる現状と課題

#### 1 特別会計・企業会計の現状

##### （1）特別会計・企業会計の設置状況

平成18年4月1日現在、本県が設置している特別会計・企業会計は、特別会計18会計、企業会計5会計の、計23会計である。

特別会計を類型別に整理すると、特定の分野へ貸付事業を行う貸付金会計7会計、競輪事業や造成事業等を行うその他の事業会計7会計、公債管理等特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分する整理区分会計4会計となっている。所管部局別では、農林水産部が5会計、土木部4会計（共管1会計含む）、総務部3会計、企画部2会計（共管1会計含む）、保健福祉部2会計、出納事務局・商工労働部・教育庁各1会計となっている。

また、企業会計は、地方公営企業法の適用を受ける会計であるが、同法の全部を適用する会計が4会計、一部適用会計1会計となっている。

所管部局別では、企業局が3会計、病院局及び土木部各1会計となっている。

（※付録6参照）

#### [所管部局別区分]

所管部局	特別会計			企業会計	計
	貸付金会計	事業会計	整理区分会計	事業会計	
出納事務局	—	—	1	—	1
総務部	1	1	1	—	3
企画部	—	2(うち共管1)	—	—	2(うち共管1)
保健福祉部	1	1	—	—	2
商工労働部	1	—	—	—	1
農林水産部	3	1	1	—	5
土木部	—	3(うち共管1)	1	1	5(うち共管1)
教育庁	1	—	—	—	1
病院局	—	—	—	1	1
企業局	—	—	—	3	3
合計	7	7	4	5	23